

(表面)

労働者災害補償保険審査官証票

第 号

令和 年 月 日交付

厚生労働省印

労働者災害補償保険審査官

氏

名

〔縦 八・五センチメートル
横 六・五センチメートル〕

(裏面)

労働保険審査官及び労働保険審査会法抄

第十五条 審査官は、審理を行うため必要限度において、審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

四 事件に係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

2 審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の処分を囑託することができる。

3 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

第五十二条 第十五条第一項第四号若しくは第二項又は第四十六條第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査請求の手續における審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者又は審査会が行う再審査請求の手續における当事者は、この限りでない。

様式第六号(第四条関係)